

北海道警察本部告示第155号

北海道警察本部が平成30年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する知事の権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任されている。

平成30年4月2日

北海道警察本部長 和田 昭 夫

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘 要
<p>安全運転促進事業 (累積点数通知業務)</p> <p>交通違反累積点数が免許の効力の停止処分を受ける直前に達した運転免許所持者に対し、その旨を書面で通知して以後の違反自制効果を高め、交通事故防止の向上と運転者の安全対策の充実を図ることを目的とする事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>自動車安全運転センター</p>	<p>自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第3号に規定する通知業務に要する経費</p>	<p>定額</p>	<p>第2号様式 第3号様式 第4号様式 第9号様式 第10号様式 別に指示する様式</p>	<p>第13号様式 第14号様式 第15号様式</p>	<p>提出部数1部 提出期限 平成30年4月25日 提出先 警察本部交通部交通企画課</p>	<p>警察本部長</p>	